

八王子CBXフットボールクラブ規約

(名 称)

第1条 このクラブは、八王子CBXフットボールクラブ（以下「クラブ」という）と称する。

(目 的)

第2条 余暇を善用し、サッカーを通じて健全な心身を育成すると共に豊かな人間性を培うことを目的とする。

(事業及び活動)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するため、以下の事業及び活動を行う。

- (1) 各種サッカー大会への参加
- (2) クラブが主催する大会及び各種行事
- (3) 活動日

活動日は原則として土曜日、日曜日及び祭日とする。

- (4) クラブ代表チームの派遣

全国大会等の規模の大きい大会にはクラブとして代表チームを構成して出場することができるものとする。

(会員資格・入会及び脱会)

第4条 クラブに加入できる者は原則として小学校に在籍する児童とする。

2. 入会は保護者の責任において申し込みを受け、クラブが許可した時点からとする。

3. 脱会は会員が脱会の意思表示をした場合及び小学校を卒業した場合とする。

(運営会員)

第5条 運営会員は、第6条並びに第7条に定める者とし、クラブに入会した児童の保護者は自動的に第7条に定める支援部に所属するものとする。

(役 員)

第6条 クラブには次の役員をおく。

1. 代 表 クラブの活動を総括する。
2. 副代表 代表を補佐する。
3. 会計監事 クラブの会計を監査する。
4. 顧 問
5. 各組織の運営委員

(組 織)

第7条 クラブの運営を行うために次の組織を置く。

- (1) 指導部
- (2) 審判部
- (3) 支援部
- (4) 会計
- (5) 会計監査

2. 前項の他必要に応じて組織を置くことができる。

(運 営)

第8条 クラブに次の運営機関をおく。

1. 総会 クラブの運営に関する承認。
2. 運営委員会 クラブの運営に関する審議及び決定。

(総 会)

第9条 総会は全運営会員及び役員（以下「構成員」という。）で構成し、原則として年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) クラブ規約変更の承認
- (2) 活動報告と決算の承認
- (3) 活動計画と予算の承認
- (4) クラブの運営に関する重要事項の承認

2. 総会は代表が招集し、議長を選出して議事を進める。

3. 総会は構成員の過半数（委任状を含む）以上の出席者により成立し、議決は出席者（委任状を除く）の過半数によるものとする。議決の結果可否同数の場合は議長がこれを決するものとする。

(運営委員会)

第10条 運営委員会はクラブの役員で構成し、議長を選任して議事を進める。

2. 運営委員会は原則として月1回の定例会を行い（必要により臨時運営委員会を開催する）次の事項を審議する。

- (1) 運営方針の決定。
- (2) 活動事項の計画及び報告。
- (3) クラブの運営に関する諸事項の決定。

(会計)

第11条 クラブの運営に必要な経費は、保護者から徴収する会費、その他の収入を以てあてる。

(会費)

第12条 このクラブの会費は一人月額2,500円とする。但し、同一世帯から入会する第三子（第一子、第二子が女子部の場合を除く）及び未就学児で入会を認められた者の会費は月額500円とし、女子部へ入会する者の会費は月額1,500円とする。

2. 会費の徴収は半年毎（3月・9月）に行う。
3. 年度途中において脱会した場合の会費は原則として返却しない。
4. 必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第13条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会計監事)

第14条 このクラブに会計監事を置き会計を監査する。

(慶弔費)

第15条 クラブの慶弔規程は別に定める。

(細則・手続の制定)

第16条 細則・手続の制定は運営委員会で決定する。

(規約の改廃)

第17条 クラブの規約の改廃は運営委員会で審議及び決定し総会で承認する。

(事故責任)

第18条 クラブの活動に起因する事故の責任は保護者が直接負うものとする。

2. 事故に伴う保護者の負担を軽減するため、クラブはスポーツ保険に加入する。

(議事録の開示)

第19条 総会及び運営委員会において決議した重要事項は議事録に記載し会員に報告する。

(運営の協力)

第20条 運営会員はクラブの要請を受けたときはその都度協力を行うものとする。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行し、平成13年4月1日より適用する。

附 則

この規約は、平成15年3月21日から施行し、平成15年4月1日より適用する。

附 則

この規約は、平成18年3月18日から施行し、平成17年4月1日より適用する。

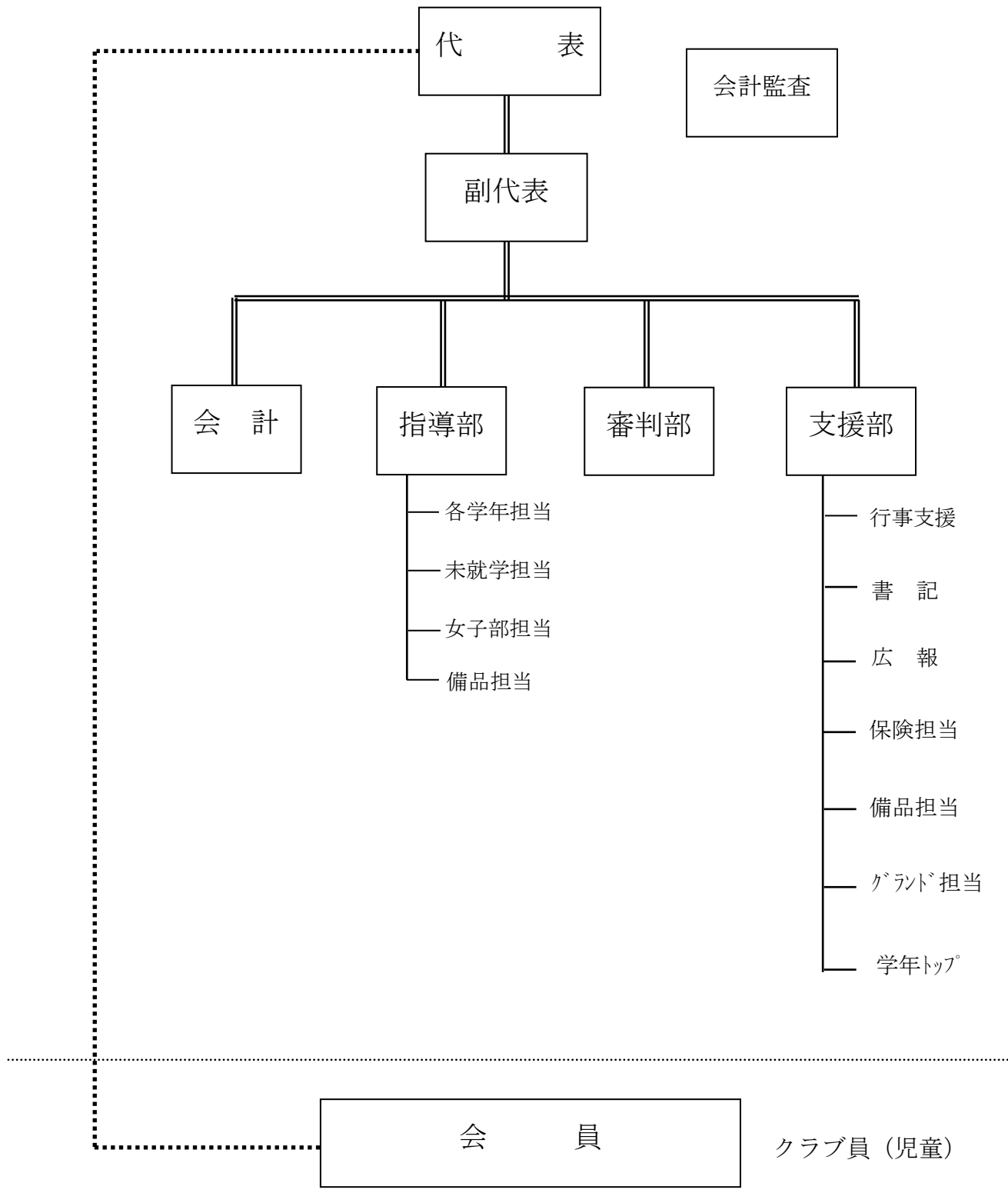
附 則

この規約は、平成19年3月17日から施行し、平成18年10月1日より適用する。

附 則

この規約は、平成26年3月22日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

組織図



慶弔規程

区分 種別	役員	会員（児童）	運営会員
結婚祝い金	円 10,000		
餞別金	円 5,000		
見舞金 入院2週間以上 自宅療養1ヶ月以上	円 3,000	円 3,000	
弔慰金	円 10,000	円 10,000	円 10,000